

第1章 公害紛争の処理状況

1 平成24年度の公害紛争の処理状況

平成24年度に公害等調整委員会に係属した公害紛争事件は、前年度から繰り越された45件(裁定事件44件(責任裁定事件22件、原因裁定事件22件)、調停事件1件)と、24年度に新たに受け付けた29件(裁定事件23件(責任裁定事件13件、原因裁定事件10件)、調停事件5件、義務履行勧告事件1件)の計74件である。このうち、33件が24年度中に終結し、残り41件は25年度に繰り越された(表1、表2)。

平成24年度に係属した事件の件数(74件)は、19年度(18件)、20年度(26件)、21年度(42件)、22年度(57件)、23年度(67件)と引き続き増加している。特に、裁定事件の係属件数(67件)は、昭和47年の裁定制度導入以来最多となった。

なお、これ以外に公害等調整委員会は、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件において成立した調停条項に基づき、慰藉料額等変更申請を処理している。

(1) 平成24年度に終結した主な事件

ア 神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件

平成18年7月24日、茨城県神栖市等の住民から、国及び茨城県を相手方(被申請人)として、小児の精神遅滞など申請人らの健康、財産及び精神的損害は、居住する地区の井戸水から検出された有機ヒ素化合物によるものであり、その原因は、旧日本軍が保有した毒ガスないし毒ガス原料が、戦後投棄されたことにあるところ、被申請人国には、毒ガス原料等の高度な法的管理保管義務の不履行があり、被申請人茨城県には、平成11年に近傍の井戸において高濃度の有機ヒ素化合物が検出されていたことを把握していたにもかかわらず、必要な調査等を怠った規制権限不行使があるとして、被申請人らに対し、連帯して、各申請人に対する損害賠償金(一人当たり300万円・一部請求)の支払を求める責任裁定の申請があった。

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、17回の審問期日を開催するとともに、平成19年11月1日及び20年3月10日、有機ヒ素化合物による健康被害等に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員5人を選任(うち1人は、死亡により、平成21年11月1日付けで解任)し、調査や、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めた。その間、平成20年9月29日、同一原因による被害を主張する住民から参加の申立てがあり、裁定委員会は、同年11月11日、これを許可している(平成20年(セ)第4号事件)。

その結果、平成24年5月11日、被申請人茨城県の責任を認めて同県に慰謝料総額2,826万円の支払を命じる裁定を行った。その後、茨城県と住民との間で、本件裁定を踏まえた和解がなされている。

イ 宮古島市における海中公園工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件

平成23年2月4日、沖縄県宮古島市の住民とエコツアー企画運営会社から、宮古島市を相手方(被申請人)として、被申請人が実施した海中公園の建設工事に伴い、周辺海域において申請人らが保全活動を行っているサンゴがへい死したところ、申請人住民が、工事

を監視するために水中調査を行うなど負担を強いられ、申請人会社が、企画したエコツアーの中止を余儀なくされたのは、被申請人が工事関連法令を遵守しなかったこと等のため工事現場から赤土等を流出させた水質汚濁によるものである、との原因裁定を求める申請があった。

本件申請に先立ち、平成23年1月11日、沖縄県公害審査会に水質汚濁防止膜の適正な設置と維持管理、赤土等の流出防止措置等を求めて調停の申請がなされており、本件は、この調停手続の過程で、本件建設工事と被害との因果関係を明らかにするために、公害等調整委員会に原因裁定の申請がなされたものである。

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するとともに、平成23年7月15日、サンゴの被害状況の把握、工事の影響の判断等に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、調査を実施するなど、手続を進めた。

以上の過程を経て、裁定委員会は、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成24年12月3日、職権で調停に付した（平成24年（調）第8号事件）。平成24年12月17日、第1回現地調停期日において、今後被申請人が実施する施策などに関して調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立した。

(2) 係属中の主な事件

ア 島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件

平成23年3月7日、長崎県島原市の食品製造会社から、畜産会社及び畜産事業者を相手方（被申請人）として、申請人が食品製造に使用している井戸から硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出されたのは、被申請人らが開設した養豚場等から排出されたし尿によるものである、との原因裁定を求める申請があった。

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地期日を開催するとともに、平成23年8月23日、養豚場等から排出されるし尿と地下水汚染の因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、調査を実施するなど、手続を進めている。

イ 加須市における地下水汲上げによる地盤沈下被害原因裁定囑託事件

平成23年9月7日、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第42条の32第1項の規定に基づき、さいたま地方裁判所から、埼玉県加須市の住民（原告）が所有する土地の地盤沈下及び地上建物の柱・床・塀の傾斜、外壁・内壁・土間・塀等の亀裂が生じたのは、同市住民（被告ら）が、昭和52年頃以降において、原告所有地の境界線付近に設置した井戸から地下水をくみ上げたことによるものであるかについて、原因裁定を求める囑託があった。

公害等調整委員会は、本囑託受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、平成23年12月15日及び24年12月10日、地下水の汲上げと地盤沈下との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、調査を実施するなど、手続を進めている。

ウ 福岡県寺内ダム下流域における養殖のり被害原因裁定申請事件

平成23年12月20日、福岡県朝倉市の川海苔製造販売会社から、独立行政法人水資源機構を相手方（被申請人）として、申請人らが黄金川で養殖を行っているスイゼンジノリの生産量の減少及び質の悪化は、被申請人が寺内ダム建設事業によって行った工事等により、河川の水量が減少したために富栄養化が進み水質が悪化したこと、水量不足を補うためにくみ上げられた地下水の水質が変化したことによるものである、との原因裁定を求める申請があった。

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地期日を開催するとともに、平成24年6月25日、寺内ダム建設工事及びその後の管理と河川の水質悪化及び地下水の水質変化との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、調査を実施するなど、手続を進めている。

表1 平成24年度に公害等調整委員会に係属した公害紛争事件一覧

	事 件 名	受付年月日	終結年月日
裁 定 事 件	神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件	H18. 7. 24 20. 9. 29	H24. 5. 11 一部認容
	筑紫野市における産業廃棄物処分場による水質汚濁被害原因裁定申請事件	20. 9. 12	24. 6. 15 棄却
	東京都23区における清掃工場健康被害等原因裁定申請事件	20. 9. 30	24. 6. 22 棄却
	深谷市における工場操業に伴う騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	21. 7. 3	
	熊本県南関町における道路工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件	21. 9. 18 21. 10. 8	24. 4. 4 棄却
	横浜市における飲食店・道路からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	21. 11. 16	24. 6. 25 棄却
	神埼市における水利工事による振動被害責任裁定申請事件	22. 4. 5	24. 6. 13 棄却
	文京区におけるマンション工事による振動被害原因裁定申請事件	22. 5. 27	24. 10. 12 取下げ
	宮崎市における交通騒音による健康被害等責任裁定申請事件	22. 6. 29	24. 4. 7 調停成立
	中野区における道路換気所からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	22. 8. 20	24. 5. 25 棄却
	葛飾区における電気通信設備からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件	22. 9. 9	
	小平市における公衆浴場煙突からの大気汚染による財産被害等責任裁定申請事件	22. 10. 7	24. 5. 25 棄却
	鎌ヶ谷市における医療施設からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件	22. 12. 2	24. 8. 27 棄却
松戸市における建設工事からの騒音による慰謝料等責任裁定申請事件	22. 12. 6	24. 9. 10 一部認容	

	事 件 名	受付年月日	終結年月日
裁 定 事 件	焼津市における金属加工場からの振動・騒音による慰謝料責任裁定申請事件	H22. 12. 27	H24. 12. 5 棄却
	宮古島市における海中公園工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件	23. 2. 4	24. 12. 17 調停成立
	千代田区における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件	23. 2. 21	
	寝屋川市における廃棄物処理施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件	23. 3. 1 24. 1. 25 24. 12. 26	
	島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件	23. 3. 7	
	芦屋市におけるマンション工事からの騒音・振動による慰謝料等責任裁定申請事件	23. 3. 10	24. 8. 7 棄却
	吹田市におけるマンション工事による騒音・振動被害責任裁定申請事件	23. 4. 21	24. 6. 11 棄却
	高槻市におけるエアコン室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	23. 6. 16	
	原子力発電設備からの排出物質に係る大気汚染等による生活環境被害責任裁定申請事件	23. 6. 21	24. 6. 22 一部却下 一部棄却
	原子力発電設備からの排出物質に係る大気汚染等による生活環境被害原因裁定申請事件	23. 6. 21	24. 6. 22 棄却
	港区におけるビル換気用設備からの騒音による慰謝料責任裁定申請事件	23. 7. 14	24. 4. 6 棄却
	八潮市における道路工事等による振動被害等責任裁定申請事件	23. 7. 22	24. 11. 1 棄却
	名古屋市における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件	23. 7. 22	
	加須市における地下水汲上げによる地盤沈下被害原因裁定囑託事件	23. 9. 7	
	富士市における医療施設等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	23. 9. 20	25. 3. 11 棄却
	茅ヶ崎市における小売店舗からの騒音・低周波音による慰謝料等責任裁定申請事件	23. 9. 29	
	鹿児島県馬毛島における開発工事による漁業被害原因裁定申請事件	23. 11. 29	
	栃木県野木町における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件	23. 11. 30	24. 10. 22 却下
	岐阜県笠松町における騒音等による財産被害等責任裁定申請事件	23. 12. 8	
	福岡県寺内ダム下流域における養殖のり被害原因裁定申請事件	23. 12. 20	
甲州市における工場からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件	23. 12. 27		

	事 件 名	受付年月日	終結年月日
裁 定 事 件	沼津市における工場からの騒音・振動被害原因裁定申請事件	H23. 12. 27	H24. 7. 31 取下げ
	安来市における宅地造成工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件	24. 1. 23	
	刈谷市における産業廃棄物処理施設からの振動・騒音被害責任裁定申請事件	24. 2. 1	
	大田区におけるビル解体工事による騒音被害等責任裁定申請事件	24. 2. 15	24. 5. 18 調停成立
	野田市における廃棄物処理施設からの大気汚染等による健康被害原因裁定申請事件	24. 3. 7 25. 3. 11	
	神栖市におけるビル解体工事等による振動被害原因裁定申請事件	24. 3. 8	24. 12. 19 調停成立
	武蔵野市における騒音・低周波音被害原因裁定申請事件	24. 4. 4	
	江東区におけるマンション工事による騒音・振動・低周波音被害責任裁定申請事件	24. 4. 20 24. 7. 6	
	岩国市におけるポンプ場建設工事による騒音・振動・地盤沈下被害責任裁定申請事件	24. 6. 15	
	京都市における体育施設からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	24. 6. 19	
	品川区における鉄道騒音被害責任裁定申請事件	24. 8. 13	
	大田区における鉄道工事からの振動等による財産被害等責任裁定申請事件	24. 8. 31	25. 3. 11 棄却
	福津市における下水道処理施設建設工事からの騒音・振動等による財産被害等責任裁定申請事件	24. 9. 20	
	千葉市における地盤沈下被害原因裁定申請事件	24. 10. 25	
	栃木県壬生町における地盤沈下被害原因裁定申請事件	24. 10. 26	
	大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等責任裁定申請事件	25. 1. 9	
	大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等原因裁定申請事件	25. 1. 9	
	小平市における騒音による健康被害責任裁定申請事件	25. 1. 22	25. 3. 22 取下げ
	尼崎市における振動等による財産被害責任裁定申請事件	25. 1. 28	
	燕市における振動等による財産被害等責任裁定申請事件	25. 2. 4	
静岡市における廃棄物処理施設からの排出物質による健康被害原因裁定申請事件	25. 2. 14		

	事 件 名	受付年月日	終結年月日
裁 定 事 件	七尾市における低周波音による健康被害原因裁定嘱託事件	H25. 2. 19	
	秦野市における道路騒音・振動による財産被害等責任裁定申請事件	25. 2. 21	
	仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件	25. 2. 22	
	小平市における騒音による健康被害責任裁定申請事件	25. 3. 22	
	海老名市における解体工事による振動被害責任裁定申請事件	25. 3. 25	
調 停 事 件	大津市における汚染土壌の処理による水質汚濁被害調停申請事件	24. 3. 29	H24. 5. 17 取下げ
	千葉県における航空機騒音調停申請事件	24. 9. 24	24. 10. 22 取下げ
	手賀沼周辺における水質汚濁等による健康被害等調停申請事件	24. 12. 13	24. 12. 13 移送
	手賀沼周辺における水質汚濁等による健康被害等調停申請事件	24. 12. 27 25. 2. 20 25. 3. 25	
勸告 義務 履行 事件	上尾市における騒音・低周波音被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	24. 5. 29	24. 8. 16 取下げ
合 計		74件 (29件)	33件

- (注) 1 「合計」の()内の数字は、平成24年度中に受け付けた事件数で、内数である。
2 このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰籍料額等変更申請を2件受け付けた。

2 公害紛争の近年の特徴及び課題への取組

(1) 近年の特徴及び課題

公害紛争の処理状況について、近年見られる主な特徴及び課題は、以下のとおりである。

ア 係属事件の特徴

(7) 裁定事件の増加

平成24年度の裁定事件の係属件数は、昭和47年の裁定制度導入以来最多となった。かつては、公害等調整委員会の各年度の受付件数の大半を調停事件が占めていたが、近年は裁定事件がその大半を占めている(表2)。

その要因の一つとして、地方公共団体と公害等調整委員会との連携が、公害紛争処理制度の一層の周知等により図られつつあることが挙げられる。市区町村が行う公害苦情処理や都道府県公害審査会(審査会を置かない都道府県にあつては、都道府県知事。以下単に「都道府県公害審査会」という。)が行う調停等では公害紛争の解決が困難な場合に、公害等調整委員会が行う裁定制度の意義や内容について当事者に情報提供等がなされ、その活用が図られているものと考えられる。

表2 公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の受付及び終結の状況

(単位：件)

区分 年度	あつせん			調停			仲裁			裁定			義務履行勧告			計			
	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	係属	うち 新規 受付	終結	未済
昭和																			
45・46	0	0	0	8	1	7	0	0	0	-	-	-	0	0	0	8	8	1	7
47	0	0	0	14	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	14	2	19
48	0	0	0	36	8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	36	8	47
49	0	0	0	20	26	41	0	0	0	6	2	4	0	0	0	73	26	28	45
50	0	0	0	45	22	64	1	0	1	2(1)	1	5(1)	0	0	0	93	48	23	70
51	0	0	0	55	43	76	0	1	0	2	3(1)	4	0	0	0	127	57	47	80
52	0	0	0	62	33	105	0	0	0	0	2	2	0	0	0	142	62	35	107
53	0	0	0	42	89	58	0	0	0	1(1)	2	1(1)	0	0	0	150	43	91	59
54	0	0	0	48	36	70	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	107	48	36	71
55	0	0	0	34	49	55	0	0	0	1	1(1)	1	0	0	0	106	35	50	56
56	0	0	0	45	33	67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	101	45	33	68
57	0	0	0	48	40	75	0	0	0	1(1)	0	2(1)	0	0	0	117	49	40	77
58	0	0	0	42	46	71	0	0	0	0	1	1(1)	0	0	0	119	42	47	72
59	0	0	0	31	40	62	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	103	31	40	63
60	0	0	0	31	38	55	0	0	0	1	1	1(1)	0	0	0	95	32	39	56
61	0	0	0	31	61	25	0	0	0	1	0	2(1)	1	0	1	89	33	61	28
62	0	0	0	25	29	21	0	0	0	3	0	5(1)	0	0	1	56	28	29	27
63	0	0	0	14	22	13	0	0	0	1(1)	6(2)	0	0	0	1	42	15	28	14
平成																			
元	0	0	0	11	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7
2	0	0	0	21	14	13	0	0	0	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14
3	0	0	0	5	16	2	0	0	0	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2
4	0	0	0	3	1	4	0	0	0	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7
5	0	0	0	10	5	9	0	0	0	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14
6	1	1	0	2	4	7	0	0	0	2	0	7	0	0	0	19	5	5	14
7	0	0	0	2	2	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14
8	0	0	0	4	4	7	0	0	0	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	20
9	0	0	0	1	2	6	0	0	0	4(1)	0	17(2)	1	0	1	26	6	2	24
10	0	0	0	1	1	6	0	0	0	1(1)	15(1)	3(2)	0	1	0	26	2	17	9
11	0	0	0	1	1	6	0	0	0	3	3(1)	3(1)	0	0	0	13	4	4	9
12	0	0	0	2	5	3	0	0	0	2	1	4(1)	0	0	0	13	4	6	7
13	0	0	0	3	3	3	0	0	0	3	1	6(1)	0	0	0	13	6	4	9
14	1	0	1	2	1	4	0	0	0	4(2)	5(1)	5(2)	0	0	0	16	7	6	10
15	1	2	0	2	2	4	0	0	0	8(4)	4(1)	9(5)	0	0	0	21	11	8	13
16	0	0	0	0	2	2	0	0	0	3(2)	3(1)	9(6)	0	0	0	16	3	5	11
17	0	0	0	1	2	1	0	0	0	7(4)	6(4)	10(6)	1	0	1	20	9	8	12
18	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6(1)	5(4)	11(3)	0	1	0	18	6	6	12
19	0	0	0	1	1	1	0	0	0	5	3(1)	13(2)	0	0	0	18	6	4	14
20	0	0	0	1	1	1	0	0	0	9(4)	6	16(6)	2	1	1	26	12	8	18
21	0	0	0	1	0	2	0	0	0	23(13)	11(4)	28(15)	0	1	0	42	24	12	30
22	0	0	0	3	4	1	0	0	0	24(11)	15(9)	37(17)	0	0	0	57	27	19	38
23	0	0	0	5	5	1	0	0	0	24(11)	17(6)	44(22)	0	0	0	67	29	22	45
24	0	0	0	5	3	3	0	0	0	23(10)	29(12)	38(20)	1	1	0	74	29	33	41
計	3	3		718	715		1	1		184 (71)	146 (51)		6	6		912	871		

- (注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。
 2 平成8年度の「調停」の受付件数には、分離事件が2件含まれている。
 3 「裁定」の()内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。
 4 このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰籍料額等変更申請が平成24年度までに555件係属した。

(イ) 小規模事件の増加

平成24年度は、被害が広範囲にわたるような事件のほか、前年度に引き続き、比較的小規模な事件が多く公害等調整委員会に係属する傾向にあることが特徴の一つとなっている。

近年、環境意識の高まりなどから、都市型・生活型の紛争が増加している。こうした事件を含め、市区町村による公害苦情処理では解決が困難な事件について、公害紛争処理制度の活用が図られていることが、小規模事件の増加の一因と考えられる。

(ウ) 公害紛争の多様化

公害紛争処理法第2条の規定により、公害紛争処理制度の対象となる公害の範囲は、いわゆる「典型7公害」（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭）とされている。

近年においては、化学物質に関する紛争、廃棄物処理・処分に関する紛争など、主張される公害の態様が多様化しているが、そうした紛争についても、「典型7公害」に関する紛争と解することが可能な場合には制度の対象として広く取り上げるなど、社会のニーズに対応し、制度の柔軟な運用を図っている。

また、前述のとおり、比較的小規模な事件も多く係属する傾向にあることから、円滑な紛争解決のため、紛争の特性を踏まえた審理の進行を図るための取組を進めている。

イ 事件の具体的処理手続に見られる特徴

近年係属した事件の特徴を踏まえ、事件の具体的な処理手続においても、様々な改善や工夫などを行っており、以下の特徴が挙げられる。

(7) 事件の計画的な処理

公害紛争の迅速な処理に資するため、裁定事件に係る審理計画の作成、集中証拠調べの実施等により、引き続き事件の計画的な処理に努めた。

また、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づく、平成24年度公害等調整委員会事後評価実施計画において、23年度と同計画と同様に、裁定事件の標準審理期間を設定した。具体的には、平成21年度以降に受け付けた裁定事件について、専門的な調査を要しない事件は1年6か月、専門的な調査を要する事件は2年とした。

平成21年度以降に受け付け、24年度に終結（取下げを除く。）した裁定事件（22件）の平均処理期間は約1年6か月である。

(イ) 専門的知見の活用

専門的な知見の活用や公害紛争処理機関自らによる調査の実施は、民事訴訟等の司法的解決手段と比べ、公害紛争処理制度の大きな特徴を成すものである。平成24年度に公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の処理に当たっても、各分野の有識者である専門委員の任命（表3）や、騒音の測定・分析、水質・土壌の調査など、申請人が主張する加害行為と被害との因果関係の解明等に必要な事件調査（表4）を活発に行った。

(ウ) 現地期日の開催

東京から離れた所に在住する当事者の負担軽減を図るため、現地期日の開催に努めており、平成24年度は、計9回開催した（表5）。

(イ) 本人申請への対応

近年の公害等調整委員会の係属事件においては、申請人が弁護士等の代理人を立てず、申請人本人が自ら手続を行うものが多く見られる。このような場合に、当事者の事情等を考慮しながら、手続の概要や具体的な進行等について分かりやすく説明し、当事者の理解を得るように努め、円滑な紛争解決を図っている。

(オ) 職権調停への移行

公害紛争処理法上、公害等調整委員会に裁定申請がなされた事件であっても、審理の過程で相当と認められる場合には、職権で調停に付すことができるとされている（職権調停）。裁定事件を審理する過程で、事実関係や両当事者の意向に照らして話し合いによる解決の見通しがある場合、両当事者間の合意を形成し調停成立を促すことにより、紛争の迅速かつ適正な解決を図っている。

平成24年度に終了した裁定事件（29件）のうち、4件が調停に付され、いずれも調停が成立した。

表3 平成24年度に公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の専門委員の任命状況

	事 件 名	専 門 委員数	専 門 分 野 等
裁 定 事 件	神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件	5 人	医学（神経内科）
			医学（神経内科）
			医学（内科）
			医学（小児神経・神経病理）
			環境生態工学、衛生工学、化学工学等
	筑紫野市における産業廃棄物処分場による水質汚濁被害原因裁定申請事件	1 人	有害化学物質、水環境
	東京都23区における清掃工場健康被害等原因裁定申請事件	1 人	化学物質のリスク管理等
	深谷市における工場操業に伴う騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	1 人	振動・騒音・低周波音の研究
	熊本県南関町における道路工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件	1 人	化学物質管理
横浜市における飲食店・道路からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1 人	振動・騒音・低周波音の研究	
神崎市における水利工事による振動被害責任裁定申請事件	1 人	建築構造学、構・工法の研究開発	
文京区におけるマンション工事による振動被害原因裁定申請事件	1 人	木造構造物の構造性能・耐震性能、伝統的木造建築物の耐震性能	
中野区における道路換気所からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	1 人	騒音・低周波音の研究	

	事 件 名	専 門 委員数	専 門 分 野 等
裁 定 事 件	葛飾区における電気通信設備からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件	1人	騒音・低周波音の研究
	鎌ヶ谷市における医療施設からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件	1人	騒音・低周波音の研究
	宮古島市における海中公園工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件	1人	サンゴ礁島嶼生態系に関する生態学
	千代田区における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件	1人	応用音響工学
	寝屋川市における廃棄物処理施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件	3人	環境化学、環境工学、廃棄物工学
			大気拡散、大気環境アセスメント技術
			環境医学、環境保健学、環境リスク学
	島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件	1人	水環境学、対河水汚染
	芦屋市におけるマンション工事からの騒音・振動による慰謝料等責任裁定申請事件	1人	振動・騒音・低周波音の研究
	高槻市におけるエアコン室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1人	振動・騒音・低周波音の研究
	名古屋市における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件	1人	環境振動、騒音・低周波音、建築音響
	加須市における地下水汲上げによる地盤沈下被害原因裁定嘱託事件	2人	地盤沈下、地下水
			構造工学、地震工学、維持管理工学、建築構造・材料
	富士市における医療施設等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1人	騒音対策、騒音の心理評価
茅ヶ崎市における小売店舗からの騒音・低周波音による慰謝料等責任裁定申請事件	1人	騒音・低周波音の研究	
岐阜県笠松町における騒音等による財産被害等責任裁定申請事件	2人	大気汚染対策、悪臭対策	
		騒音対策、騒音の心理評価	
福岡県寺内ダム下流域における養殖のり被害原因裁定申請事件	1人	環境生態工学、衛生工学、化学工学等	

	事 件 名	専 門 委員数	専 門 分 野 等
裁 定 事 件	安来市における宅地造成工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件	2人	構造工学、地震工学、維持管理工学、建築構造・材料
			建築構造学、構・工法の研究開発
	野田市における廃棄物処理施設からの大気汚染等による健康被害原因裁定申請事件	2人	衛生学、環境医学、労働衛生学、疫学
大気環境科学、環境動態解析			
	武蔵野市における騒音・低周波音被害原因裁定申請事件	1人	振動・騒音・低周波音の研究
事 調 停	不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件	1人	医学（神経内科）

(注) 神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件の専門委員1人は、死亡により、平成21年11月1日付けで解任された。

表 4 平成24年度における主な事件調査の実施状況

事件名	実施年月	備考
千代田区における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件	平成24年6月	委託調査
加須市における地下水汲上げによる地盤沈下被害原因裁定嘱託事件	平成24年7月	委託調査
	平成25年1月	委託調査
不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件 (慰籍料額等変更申請を含む。)	平成24年9月	現地調査
京都市における体育施設からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	平成24年11月	現地調査
寝屋川市における廃棄物処理施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件	平成24年11月	現地調査
	平成24年11月	委託調査
	平成24年11月	委託調査
高槻市におけるエアコン室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	平成24年12月	委託調査
島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件	平成24年12月	委託調査
福岡県寺内ダム下流域における養殖のり被害原因裁定申請事件	平成25年1月	現地調査

(注) 1 この表において、「現地調査」とは、裁定（調停）委員長又は裁定（調停）委員が被害発生地等に出向いて行う調査を、「委託調査」とは、予算（調査費）を支出し外部の者に委託して行う調査をいう。
2 「実施年月」欄は、「現地調査」については被害発生地等を往訪した年月を、「委託調査」については当該調査に係る契約の年月を記載している。

表5 平成24年度における現地期日の開催状況

開催年月	場所	事件名	備考
平成24年4月	福岡県 福岡市	神埼市における水利工事による振動被害責任裁定申請事件	第2回審問期日
平成24年4月	大阪府 大阪市	吹田市におけるマンション工事による騒音・振動被害責任裁定申請事件	第2回審問期日
平成24年5月 平成24年12月	沖縄県 那覇市	宮古島市における海中公園工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件	第1回審問期日 第1回調停期日
平成24年5月 平成24年11月 平成25年2月 平成25年2月	大阪府 大阪市	寝屋川市における廃棄物処理施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件	第3回審問期日 第4回審問期日 第5回審問期日 第6回審問期日
平成25年1月	福岡県 福岡市	福岡県寺内ダム下流域における養殖のり被害原因裁定申請事件	第1回審問期日

ウ 近年の課題

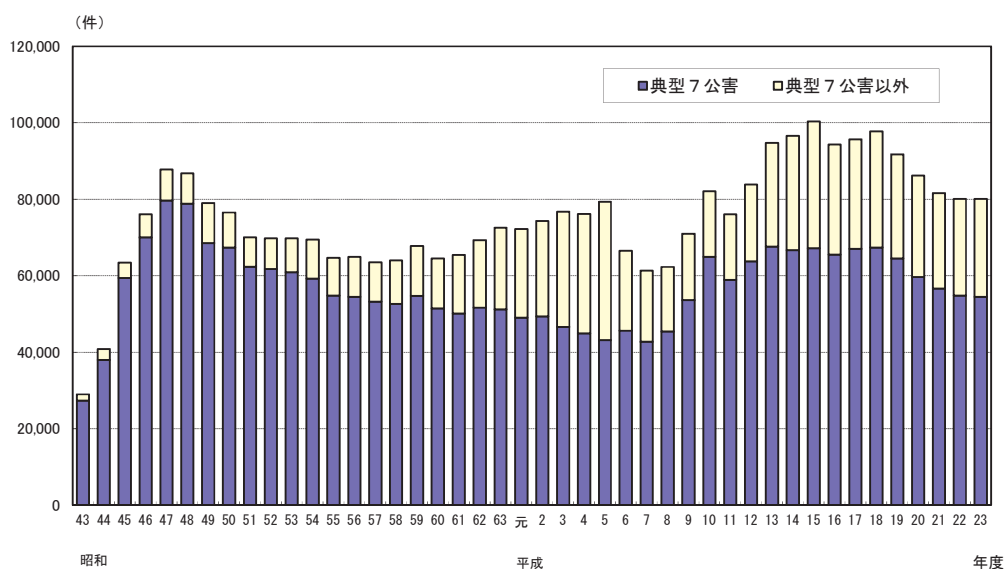
社会経済活動の変化に伴い、廃棄物処理・処分による大気汚染や工事による騒音を始めとして、都市型・生活型の公害に係る紛争が増加するなど、公害の態様は多様化している。こうした中、全国の地方公共団体に8万件を超える公害苦情が寄せられる（平成23年度・図1、表6）など、公害紛争の迅速かつ適正な解決を図る公害紛争処理制度に対する社会的なニーズは、依然として根強いものと考えられる。

公害等調整委員会が、現地期日の開催、事件解決のための調査の充実、国民や地方公共団体その他の関係機関に対する制度の周知等に努めた結果、事件数の増加や公害の態様の多様化といった傾向は定着している。しかしながら、公害紛争処理制度に対するニーズには、更なる顕在化の余地が大きいと考えられ、公害紛争の迅速かつ適正な解決に資するよう、今後とも、多様化する公害紛争事件に着実に対応するとともに、制度の利用促進等の取組を継続していく必要がある。

こうした取組の一つとして、住民からの日常的な公害苦情処理を主として担う市区町村、公害紛争のうち都道府県の域内で発生した調停事件の処理を担う都道府県公害審査会及び公害等調整委員会の三者の間の連携をより一層緊密化し、それぞれの役割分担を踏まえて、当事者にとって適時適切な解決手段を見出していくことにより、引き続き、公害苦情や公害紛争の迅速かつ適正な解決に努めていく必要がある。

また、近年、比較的小規模な事件が多く公害等調整委員会に係属する傾向にあることから、円滑な紛争解決のため、紛争の特性を踏まえた審理の進行を図るよう、引き続き工夫していく必要がある。

図1 地方公共団体における公害苦情受付件数の推移



(注) 平成6年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。

(資料) 「平成23年度公害苦情調査」

表6 地方公共団体における公害苦情受付件数の推移

(単位：件)

年 度	公害苦情件数	対前年度増減数	対前年度増減率 (%)	公害苦情指数 (昭和45年度=100)
昭和43年度	28,970	1,382	5.0	45.7
44	40,854	11,884	41.0	64.4
45	63,433	22,579	55.3	100.0
46	76,106	12,673	20.0	120.0
47	87,764	11,658	15.3	138.4
48	86,777	-987	-1.1	136.8
49	79,015	-7,762	-8.9	124.6
50	76,531	-2,484	-3.1	120.6
51	70,033	-6,498	-8.5	110.4
52	69,729	-304	-0.4	109.9
53	69,730	1	0.0	109.9
54	69,421	-309	-0.4	109.4
55	64,690	-4,731	-6.8	102.0
56	64,883	193	0.3	102.3
57	63,559	-1,324	-2.0	100.2
58	63,976	417	0.7	100.9
59	67,754	3,778	5.9	106.8
60	64,550	-3,204	-4.7	101.8
61	65,467	917	1.4	103.2
62	69,313	3,846	5.9	109.3
63	72,565	3,252	4.7	114.4
平成元年度	72,159	-406	-0.6	113.8
2	74,294	2,135	3.0	117.1
3	76,713	2,419	3.3	120.9
4	76,186	-527	-0.7	120.1
5	79,317	3,131	4.1	125.0
6	66,556	-12,761	-16.1	104.9
7	61,364	-5,192	-7.8	96.7
8	62,315	951	1.5	98.2
9	70,975	8,660	13.9	111.9
10	82,138	11,163	15.7	129.5
11	76,080	-6,058	-7.4	119.9
12	83,881	7,801	10.3	132.2
13	94,767	10,886	13.0	149.4
14	96,613	1,846	1.9	152.3
15	100,323	3,710	3.8	158.2
16	94,321	-6,002	-6.0	148.7
17	95,655	1,334	1.4	150.8
18	97,713	2,058	2.2	154.0
19	91,770	-5,943	-6.1	144.7
20	86,236	-5,534	-6.0	135.9
21	81,632	-4,604	-5.3	128.7
22	80,095	-1,537	-1.9	126.3
23	80,051	-44	-0.1	126.2

(注) 平成6年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。

(資料) 「平成23年度公害苦情調査」

(2) 事件調査の充実

近年、土壌汚染や化学物質などをめぐる因果関係の解明が困難な紛争が増加しており、公害等調整委員会が事実の調査等を行うことにより、申請人が主張する加害行為と被害との因果関係等を明らかにすることが、紛争解決を図る上で有効となる場合がある。

公害等調整委員会は、紛争解決に必要となる調査を迅速かつ適切に実施するため、事件調査のための予算を大幅に増額した平成21年度から引き続き、24年度も予算の確保に努めるとともに、今後とも、適時適切な調査を一層充実させ、迅速かつ適正な事件処理を図ることとしている。

(3) 現地期日の開催

裁定・調停手続を進める中で証拠調べや当事者の尋問等を行う審問期日等は、原則として、東京に所在する公害等調整委員会の審問廷において行うこととしているが、東京から離れた所に在住する当事者の負担軽減を図るため、被害発生地等の現地で期日を開催する取組を進めてきた。

具体的には、平成21年度に、現地期日を開催するための予算措置を講ずるとともに、公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和47年公害等調整委員会規則第3号）を改正し、開催の要件を緩和するなどの環境整備を行った。

(4) 周知・広報活動の取組

公害紛争処理制度の一層の周知を図るため、平成24年度においては、次のような活動に取り組んだ。

ア 公害苦情処理を担う市役所等への周知

首都圏や近畿圏を中心に、公害苦情処理を担う市区役所を訪問し、公害紛争処理制度の紹介や公害苦情処理に関する情報・意見交換等を行った。

また、従来より市区町村等が自ら行っている研修会に講師を派遣しており、平成24年度は5か所で公害紛争処理制度等の講演を行った。

イ 法曹関係者への周知

全国の高等裁判所・地方裁判所に対し、公害をめぐる民事訴訟において、受訴裁判所が公害等調整委員会に原因裁定を囑託することができる（公害紛争処理法第42条の32）旨の認知拡大を図った。また、紛争処理手続に不慣れな利用者でも申請や審理に円滑に対応できるようにする上で、法曹界の協力が重要であることから、各都道府県の弁護士会、法テラス、司法修習生等と、公害紛争事件の効果的な解決策に関し、情報・意見交換を行った。

ウ 機関誌「ちょうせい」

公害等調整委員会の取組や最近の公害紛争処理事例等を紹介する機関誌「ちょうせい」を平成24年5月、8月、11月及び25年2月の計4回作成し、ホームページに掲載するとともに、各都道府県の担当者等に掲載されたページについて周知した。

エ 政府広報を活用した広報

政府インターネットテレビ「徳光&木佐の知りたいニッポン！」において、「騒音や悪臭などでお困りの方へ 公害紛争処理制度」を配信している。また、政府広報オンラインに「お役立ち情報」を掲載している。

オ その他

広報誌「総務省」平成24年4月号の「キーワードで日本がわかる！」コーナーにおいて、公害紛争処理制度について紹介した。また、総務省業務案内パンフレットに公害等調整委員会についての紹介を掲載した。

3 都道府県・市区町村との連携

(1) 都道府県・市区町村との情報共有

公害紛争処理法に基づき公害紛争を処理する機関として、国の公害等調整委員会のほか、都道府県に都道府県公害審査会が設置されており、それぞれの管轄に応じ、独立して紛争の解決に当たっている。

公害等調整委員会は、いわゆる重大事件、広域処理事件及び県際事件に関するあっせん、調停及び仲裁（公害紛争処理法第24条第1項）を管轄するとともに、専属で裁定（同法第42条の12及び第42条の27）を行うこととされている。一方、都道府県公害審査会は、域内で発生した事件に関するあっせん、調停及び仲裁を管轄することとされている（同法第24条第2項）。都道府県公害審査会においては、平成24年度は69件の事件が係属し、37件が終結するなど、事件の適正な処理に努めている（表7）。

また、市区町村は、住民から日常的に寄せられる公害苦情に対応している。

公害等調整委員会と都道府県・市区町村が、紛争の効果的な解決について情報を共有し、相互の連携を強化することは、公害紛争処理制度全体の一層の活性化を図るために欠かすことのできない活動である。

公害等調整委員会は、様々な公害紛争事例を調査・分析し、また、市区町村等による苦情処理の実態を把握する調査を実施し、これらの結果を都道府県・市区町村に提供するとともに、以下のとおり、相互の連携を図っている。

- ① 都道府県公害審査会の会長等を対象に、毎年度、公害紛争処理連絡協議会を開催し（平成24年度は、6月7日及び8日に第42回協議会を開催）、公害紛争処理をめぐる様々な論点、都道府県公害審査会の事件処理や市区町村の公害苦情処理の実情等について、情報・意見交換を行っている。
- ② 各都道府県の公害紛争処理担当職員を対象に、毎年度、公害紛争処理関係ブロック会議を開催し（平成24年度は、10月中旬から11月上旬にかけて、第43回会議を開催）、各都道府県における公害紛争の動向や、公害紛争処理と公害苦情処理の連携等についての情報・意見交換を行っている。
- ③ 全国の主な市区の公害苦情相談担当職員を対象に、平成24年10月中旬から11月上旬にかけて、公害苦情相談員等ブロック会議を開催し、公害苦情処理の事例研究や公害紛争処理制度についての情報提供を行っている。

表7 都道府県公害審査会に係属した事件の受付及び終結の状況

(単位：件)

区分 年度	受付件数					終結件数					年度 末係属 件数
	合計	あっ せん	調停	仲裁	義務 履行 勧告	合計	成立	打切り	取下げ	その他	
昭和											
45・46	25	8	17	0	0	15	10	2	2	1	10
47	25	3	20	2	0	14	8	4	1	1	21
48	30	6	23	1	0	28	19	6	3	0	23
49	24	4	19	1	0	27	22	5	0	0	20
50	21	3	18	0	0	22	9	9	4	0	19
51	22	3	19	0	0	21	12	5	4	0	20
52	25	1	24	0	0	15	12	1	2	0	30
53	22	2	20	0	0	21	11	6	4	0	31
54	22	1	21	0	0	24	12	7	5	0	29
55	27	0	27	0	0	22	13	8	1	0	34
56	19	1	18	0	0	21	4	13	4	0	32
57	15	0	15	0	0	23	13	8	2	0	24
58	26	0	26	0	0	19	12	5	0	2	31
59	20	1	19	0	0	24	14	5	5	0	27
60	29	0	29	0	0	21	11	9	1	0	35
61	23	0	23	0	0	26	18	6	2	0	32
62	29	0	28	0	1	28	15	10	1	2	33
63	28	1	25	0	2	22	11	7	4	0	39
平成 元	36	0	36	0	0	25	13	6	4	2	50
2	57	0	57	0	0	40	9	23	5	3	67
3	43	0	43	0	0	43	15	20	8	0	67
4	51	0	51	0	0	36	7	22	6	1	82
5	44	0	44	0	0	53	24	22	5	2	73
6	32	0	30	0	2	52	16	28	4	4	53
7	39	0	39	0	0	41	16	19	6	0	51
8	43	0	42	0	1	36	9	24	1	2	58
9	51	1	49	0	1	40	14	18	6	2	69
10	39	1	38	0	0	45	22	17	5	1	63
11	26	0	25	0	1	36	10	24	2	0	53
12	31	0	30	0	1	35	13	16	5	1	49
13	31	0	30	0	1	28	9	18	0	1	52
14	30	0	30	0	0	35	15	15	4	1	47
15	33	0	33	0	0	34	15	18	0	1	46
16	41	0	40	0	1	45	18	22	5	0	42
17	36	0	36	0	0	31	11	17	3	0	47
18	32	0	30	0	2	35	13	19	2	1	44
19	42	0	42	0	0	39	11	19	9	0	47
20	37	0	36	0	1	39	15	17	7	0	45
21	42	0	42	0	0	48	23	16	9	0	39
22	29	0	29	0	0	35	8	23	3	1	33
23	36	0	36	0	0	34	13	18	3	0	35
24	34	0	34	0	0	37	11	21	4	1	32
計	1,347	36	1,293	4	14	1,315	556	578	151	30	

- (注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。
 2 昭和45年11月1日～49年10月31日の間の「和解の仲介」は、「あっせん」に含めた。
 3 昭和56年度受付件数欄のあっせん1件は、職権によるあっせんである。

(2) 都道府県公害審査会を経て公害等調整委員会に係属した事件

都道府県公害審査会に係属した調停事件の中には、手続の進行中や終結（調停打切り又は取下げ）後に、公害等調整委員会に裁定の申請がなされたものも見られる。これらは、都道府県公害審査会の手続進行中に、当事者から因果関係の存否に関する公害等調整委員会の判断が求められたものや、都道府県公害審査会の係属事件としては終結した後に、損害賠償の支払を求めて裁定の申請がなされたものである。

平成24年度に公害等調整委員会に係属した事件のうち、都道府県公害審査会に一度係属した後に裁定の申請がなされたものは、表8のとおりとなっている。

表8 平成24年度に都道府県公害審査会を経て公害等調整委員会に係属した事件

都道府県 公害審査会	事 件 名	受付年月日	終結年月日
沖縄県 公害審査会	宮古島市における海中公園工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件	H23. 2. 4	H24. 12. 17 調停成立
大阪府 公害審査会	高槻市におけるエアコン室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	23. 6. 16	
山梨県知事	甲州市における工場からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件	23. 12. 27	
愛知県 公害審査会	刈谷市における産業廃棄物処理施設からの振動・騒音被害責任裁定申請事件	24. 2. 1	
兵庫県 公害審査会	尼崎市における振動等による財産被害責任裁定申請事件	25. 1. 28	

なお、公害等調整委員会は、2（3）のとおり現地期日の開催の取組を進めていることから、都道府県公害審査会に係属した調停事件が公害等調整委員会に係属した場合にも同様に、相当と認める場合には現地期日を開催するなど、当事者の負担軽減を図っている。

(3) その他

公害等調整委員会には、電話や電子メールなどにより、国民から公害紛争処理制度についての問い合わせ等も多数寄せられている。この際、相談内容を的確に把握した上で、市区町村の公害苦情処理手続や都道府県公害審査会の調停、公害等調整委員会の裁定など、問題の解決のために適切と考えられる方法を相談者に紹介する一方、紹介先の機関とも連携を図ることにより、問題の円滑な解決に努めている。